◇炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第六五号）（財務省）

1　大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　炭酸二カリウムを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第六六号）（経済産業省）

1　自家用電気工作物の保守点検を行った事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、その自家用電気工作物の維持及び運用（維持又は運用に必要な工事を含む。）の保安に関する事項とすることとした。（第二六条第四項関係）

2　経済産業大臣の権限の一部を産業保安監督部長に委任することとした。（第二七条第三項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号。以下この項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定（改正法第一条中電気事業法第二章第七節第五款中第三三条の次に二条を加える改正規定（同法第三三条の三に係る部分に限る。）及び改正法第五条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）を除く。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第六七号）（防衛省）

1　予備自衛官及び即応予備自衛官に対する招集命令書並びに予備自衛官補に対する教育訓練招集命令書の交付手続について、当該招集命令書又は教育訓練招集命令書を交付された者の押印を不要とすることとした。（第九二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第五十五号

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十月一日とする。

内閣総理大臣　菅　　義偉
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志

個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第五十六号

個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第十項、第十七条第二項第六号、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項第四号、第二十八条第五項、第四十四条第一項及び第二項、第四十七条第三項（同法第四十九条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十七条並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　個人情報の保護に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（仮名加工情報データベース等）

第五条　法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

第六条中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第七条第二号中「第二十三条第五項各号」の下に「（法第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第三十五条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。